

令和6年度 保育園の入園手続きについて

保護者が仕事や病気などの理由で、ご家庭でお子様を保育できない場合に、ご家族の方に代わって、保育することを目的とした児童福祉施設です。

保育園を利用するには、希望する施設に応じて、「認定」を受ける必要があります。

「認定」については、以下のとおりです。(施設についてはP7 ご参照ください)

認定区分	対象となる児童
2号認定	満3歳以上(R6.4.1 現在)の「保育を必要とする理由」に該当する児童
3号認定	満3歳未満(R6.4.1 現在)の「保育を必要とする理由」に該当する児童



1. 受付期間 令和5年11月1日(水)から令和5年11月30日(木)まで
土日、祝日を除く、開庁時間(8時30分から17時15分まで)の間
(年度途中の入園は、希望月の2か月前から1か月前まで受付)

2. 受付場所 【新規・転園希望の方】

子育て支援課、三隅支所、日置支所、油谷保健福祉センター

【継続入所・きょうだい新規の方】

在園児 及び 在園児のきょうだいの方 は各保育園に提出してください。

※郵送による申込みも可能です(来庁不要)。受付期間内に必着となるよう日数に余裕をもって郵送してください。

※書類不備等により受付できない場合もあります。

※ご不明な点ありましたら、事前に子育て支援課までお問い合わせください。

郵送先・問い合わせ

759-4192 長門市東深川1339番地2

長門市役所 子育て支援課 保育班

TEL 0837-23-1156

3. 提出書類

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書（新規・転園希望者）
 ※新規申込みの場合、入所申込書には第2希望・第3希望の保育園を必ず記入してください。
 or ①施設型給付費・地域型保育給付費等現況届（継続入所・きょうだい新規者）

②保育料納入誓約書（同意書）

③必要書類

※入園には下記入園要件が必要です。該当する要件の証明書類を提出してください。

□ 入園要件と証明書類

※きょうだいで同時入所の場合、2人目以降は証明書の原本でなく写し（コピー）で構いません。

保育を必要とする理由（入園要件）	証明書類
就労（就労時間が月52時間以上）	「就労証明書」
就学	「在学証明書」＋「就学時間割」
妊娠・出産	「母子手帳の写し」※表紙及び出産予定日記載のページ
自営業（親族の自営業の手伝いを含む）	「就労証明書」※民生委員又は行政協力員の証明が必要です
育児休業取得時に既に保育園を利用している児童の継続入所	「就労証明書」※育児休業取得中の新規入園はできません
疾病・看護	「申立書」＋「障害手帳等の写し」、「診断書等」
求職活動	「求職活動申立書」
災害復旧、虐待やDV	状況が分かる書類

※児童と同敷地内に住む（世帯分離も含む）、65歳未満の祖父母・おじ・おば等がいる場合は、その方の証明書類も必要です。

※申込時に提出のない場合、保育園の入園承諾ができない場合があります。

※証明書類等は、発行者へ直接内容の確認を行う場合がありますのでご了承ください。

《申請者（保護者）の本人確認が必要になります》

「保護者」及び「入所児童」の A マイナンバーの確認書類

「保護者」の B 本人確認書類 を提示してください。

※申込書などを郵送する場合はマイナンバー、本人確認書類の写しを添付してください。
 （内容確認後に破棄します）

【A マイナンバーの確認書類】	【B 申請者の本人確認書類】
※①～②いずれか1つ （対象者は「保護者」と「入所児童」2人分）	※①～③いずれか1つ （対象者は「申請者」の1人分）
① マイナンバーカード（顔写真付） ② マイナンバーが記載された住民票 ※記載された住所等が住民票と同一に限ります。 ※マイナンバー通知カードでは受け付けできません。	① マイナンバーカード（顔写真付） ② 免許証（顔写真付の公的身分証明書） ③健康保険証、年金手帳など、本人のみ所持可能な公的機関が発行した書類のうち2つ ※マイナンバー通知カードでは受け付けできません。

《アレルギー疾患のある、給食で除去食が必要な児童のみ》

- ①アレルギー疾患生活管理指導表
- ②食物アレルギー給食対応実施申請書
- ③緊急時個別対応票

食物アレルギー対応が必要な児童は、必ず入所申込書の「児童の状況」の「アレルギー」の項目に「有」に○を記入して、除去すべき食物を記入してください。

また、新規・継続を問わず、子育て支援課備え付けの「アレルギー疾患生活管理指導表」により、医師の証明(直近3ヶ月以内のもの)をとって、入所申込み時に提出してください。医師の証明は有料となりますが、事故防止のためご協力をお願いします。

園より聞き取りがありますのでご協力ください。

なお、入園申請の時点でアレルギーがあるかどうかわからない場合は、あえて医療機関で検査する必要はありません。

4. 保育の必要量の認定 ※施設の利用可能時間については、各施設に直接お問い合わせください。

施設を利用できる時間「保育の必要量」は「保育を必要とする理由」により認定されます。

保育標準時間 1日 11時間 保育短時間 1日 8時間

保育を必要とする理由（入園要件）	保育の必要量
就労（就労時間が月120時間以上）	「保育標準時間」
妊娠・出産	
災害復旧	
虐待・DV	
就労（就労時間が月52時間以上）	「保育短時間」 就労時間が月120時間未満でも、勤務時間の都合上、常態的に「保育短時間」の利用可能時間を超える場合など、「保育標準時間」への認定が可能な場合があります。詳細は子育て支援課までご相談ください。
保護者の疾病・障害	
同居親族等の介護・看護	
就学	
育児休業取得時に既に保育を利用している児童の継続入所	
求職活動	市長が認める時間
その他市が定める事由	

保育標準時間の利用可能時間は施設によって異なります。（詳細は「7. 保育園一覧に掲載」）

※「保育の必要量」を超えての利用について

認定された「保育の必要量」の利用時間を超えて保育園の利用は可能ですが、その場合は、延長保育事業を利用することとなり、保育料とは別に利用料が発生します。

公立保育園における利用料については、以下のとおりとなります。

- 保育標準時間の児童 ⇒ 200円/回
- 保育短時間の児童 ⇒ 200円/回



※延長保育事業の「月額利用登録」について

仕事の都合により、延長保育事業の利用が、2,000円を超えることが明らかな場合は、月額利用登録（上限2,000円）と利用料の一括納付（対象月前月納付）が可能です。

ただし、事前登録と利用料納付が必要となります。その場合は、利用実績が10回未満であっても返金は出来ませんのでご注意ください。

登録等の詳細は入園決定後、保育園又は子育て支援課までお問い合わせください。

利用登録は年度ごとに登録が必要です。現在、月額登録されている方も登録が必要となります。

私立保育園を利用される場合は直接、園にお問い合わせください。

5. 支給認定の有効期間

支給認定の区分によりそれぞれ有効期間が異なります。

「2号認定」の場合の有効期間は、「小学校就学前までの期間」

「3号認定」の場合の有効期間は、「満3歳に達する日（誕生日の前々日）までの期間」

入園期間は、原則として保育認定の有効期間と同一となります。

ただし、以下の場合は有効期間及び入園期間が制限されます。

保育を必要とする理由	認定の有効期間
妊娠・出産	出産前、出産予定日から起算して8週間前の日の属する月の1日から 出産後、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日 まで ※多胎妊娠の場合は、出産または出産予定日の前14週間、後8週間
求職活動	90日を限度とし、90日を経過する日が属する月の末日まで ※就労が決まれば継続入所が可能
就学	卒業予定日まで
就労等の理由で入園中の方が、出産を経て育児休暇を取得する場合の児童の継続入所	育児休業の終了（予定）日の前月末まで ※育児休業の終了（予定）月の初日から保育理由が就労となります ※最長子どもが生後18ヶ月に達する月の末日まで

3号認定の児童について、有効期間満了後に「保育の利用を必要とする理由」に変更がなければ、引き続き、2号認定で支給認定を行い、保育園を継続利用することが出来ます。

その場合は、市で切替えを行い、認定証を交付します。保護者の手続きは必要ありません。また、当初の申請事項に変更が生じた場合は、速やかに「支給認定変更申請書」により支給認定の変更を行ってください。変更申請がなされない状態で保育園を利用している事が判明した場合、認定の取消や保育園の退所等の措置を取ることがありますのでご注意ください。



6. 入園までの流れ 期限内に申し込みをしていただき、市で利用調整を行います。

利用申込 詳細は「受付場所」、「提出書類」欄をご確認ください。



利用調整 希望の保育園の入園希望人数が受け入れ可能な定員を超える場合、各世帯の状況や就労等の状況から日中の保育が必要な状態を考慮したうえで、優先順位を決定します。受付期限内の提出であれば、条件は同一です。早く提出した方が優先される訳ではありません。既に保育園を利用されていても、転園を希望する場合や求職活動中での申込みの場合は新規申込みの扱いとなります。選考方法の詳細は「選考基準フロー」をご参照ください。

入園決定 「支給認定証」及び「保育園入園承諾書」により通知します。



利用開始

《申込受付期間》

入園希望月	受付期間	結果通知
4月1日入所	令和5年11月1日(水)～ 令和5年11月30日(木)	令和6年2月末
4月1日入園の定員に空きが生じる場合の追加選考	令和5年12月1日(金)～ 令和6年1月12日(金)	令和6年3月末
4月2日以降の途中入所	希望月の2か月前から1か月前まで(月末日が休日場合は次の平日が締日)	

※ 支給認定証は、本来ならば、申請から30日以内に交付することとなっていますが、翌年度入所(4月1日入所)申込みについては、申請が集中し審査に時間を有することから、2月末頃に保育園入園承諾書と同時に通知することとなります。

《4月2日以降に途中入所の場合》

保育園の定員に空きがある場合のみ受付いたします。

保育園では空き状況を回答できませんので、子育て支援課にご相談ください。

月途中入所は、特段の理由があり、緊急性のある場合のみが対象です。

希望月の1ヶ月前までに必要書類を提出された方が選考の対象です。

入園が決定後は、入園予定日までに、施設長(保育園長)と面談し、準備物品や園生活についての確認をお願いします。



《選考基準フロー》

- ① 希望保育園（申込み時点の住所で「小学校区内」の保育園を希望されている方を優先）



- ② 保育が必要な理由・保育時間（①で調整が見つからない場合、優先順位に従い選考）

優先順位	保育が必要な理由・保育時間	
I（高い）	就労（月120時間以上）	保育標準時間
II	就労（月52時間以上）	保育短時間
	妊娠・出産	保育標準時間
III	疾病・障害	保育標準時間
	介護・看護	
	就学	
IV	疾病・障害	保育短時間
	介護・看護	
	就学	
V（低い）	育児休業取得時に既に保育を利用している児童の継続入所	保育短時間
	就労（自営・農業・漁業手伝い）	
	求職活動	
状況による	災害復旧・虐待やDVのおそれ	—



- ③ 世帯の状況（②で調整が見つからない場合に実施。追加で提出書類を依頼する場合があります）

優先順位	世帯の状況
I（高い）	ひとり親家庭、障害児世帯、生活保護世帯、家計の中心者の失業中の世帯 育児休業明けの就労、きょうだい同時利用
II	父母と児童のみの世帯
III（低い）	65歳未満の同居親族（祖父母等）がいる

※65歳未満の同居親族がいる場合、「②保育が必要な理由・保育時間」で優先度を決定します。



7. 保育園一覧

※ 年齢は令和6年4月1日時点が基準となります。

公立 私立	施設名	住所	利用 定員 (人)	入所 可能 年齢	利用可能時間 (平日-土曜)	延長 保育	一時 保育	連絡先
公立	通保育園	通 1187	20	1歳	7:30~18:00	—	○	28-0149
	みのり保育園	西深川 3766	180	0歳	7:00~18:00	○	○	22-2060
	三隅保育園	三隅下 473	140	0歳	7:00~18:00	○	○	43-2211
	日置保育園	日置上 5926	70	0歳	7:00~18:00	○	○	37-2271
	黄波戸保育園	日置上 2388-26	20	1歳	7:30~18:00	—	○	37-2248
	菱海保育園	油谷新別名 10801	80	0歳	7:00~18:00	○	○	32-0029
	向津具保育園	油谷向津具上 1136-26	20	0歳	7:30~18:00	—	○	34-0142
私立	みすゞ保育園	仙崎 1263-1	80	0歳	7:00~18:00	○	○	26-1327

※ 利用定員については、令和5年10月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

※ 0歳児は満6ヶ月以上からの入園となります。

※ 保育短時間の利用可能時間は各園とも「8:30~16:30」となります。

※ 延長保育の利用時間は、19時までとなります。

※ 施設の見学等につきましては、直接保育園にご相談ください。



8. 保育料等について

① 保育料等の決定

令和6年4月1日現在の年齢及び父母の市民税所得割額の合算額により決定します。

◆保育料の算定にあたって◆

○両親いずれもが市民税非課税かつ、収入103万円未満の場合、祖父母等同居の親族のうち、所得が1番高い者を家計の主宰者とみなし、保護者と家計の主宰者の税額を合算して保育料を決定します。

○婚姻によらずひとり親となった方で、寡婦（夫）の要件を満たす方は、みなし寡婦（夫）の適用申請をすることで、税法上の寡婦（夫）控除があるものとみなして保育料の算定を行います。（みなし寡婦（夫）の適用を受けても、保育料が変わらないこともあります。）

詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。

※未申告の方については課税証明書の提出を依頼する場合があります。

■0歳から2歳の児童

令和6年4月分から8月分までの保育料 令和5年度市民税所得割額 } に基づき決定します。
令和6年9月分から翌年3月分までの保育料 令和6年度市民税所得割額 }

なお、保育料については9頁に保育料の一覧を掲載しておりますので、ご参照ください

■3歳から5歳の児童

保育料は『無償化』となり保護者の皆さまの負担はありません。

② 保育料の徴収方法について

保育料は原則、口座振替となります。各金融機関に「口座振替依頼書」を提出してください。

9. その他の子育て支援事業について

① 休日保育事業

保育園の在園児で保護者が日曜・祝日において就労しなければならない場合、保育を実施します。休日保育を利用する場合は、事前に利用登録が必要となります。

- ・定員 10名程度
- ・開所時間 8:00～18:00

※ 給食・おやつ提供はできません。ご家庭でお弁当・おやつの準備をお願いします。
(10時と15時におやつ)

② 一時保育事業

保護者の休養や疾病等の理由により児童の保育を行うことができない場合、保育園で一時的に児童の保育を行います。全ての保育園で受入れ可能ですが、保育園によっては定員を超えているクラスがあり、希望する保育園での利用ができないことがあります。利用可能状況など希望する保育園へ直接問い合わせ・申込みをしてください。

1ヵ月最大12日まで利用可能です。

利用料金は公立保育園の場合、1日利用1,800円、半日利用(昼食なし)900円です。

③ 病児・病後児保育事業

病氣中及び病氣回復期にあつて、保護者が勤務の都合等により家庭での保育が困難な場合、児童を岡田クリニック内「ながとキッズメディカルケアルーム」で保育が可能です。

岡田クリニック内(TEL 22-2717)で、受付・受診後の利用となります。

- ・利用時間 平日8:00～18:00 土曜日8:00～12:00
- ・利用料金 1日2,000円 (市民税非課税世帯1,000円、生活保護世帯無料)

※ 初回は別に1,000円必要、昼食代が別途必要となります。

県内の他市町の病児保育施設も利用できます。利用方法や利用料等については、施設によって異なるため、事前に利用施設または利用施設が所在する市町にお問い合わせください。

④ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

保護者が疾病や仕事等で児童を養育することが困難な場合、「俵山湯の家」において一時預かりが可能です。(休日、夜間も含む。)詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

⑤ ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行うことのできる人(提供会員)が会員となり助け合う会員組織です。詳しくは長門市ファミリーサポートセンター(TEL 23-1610)までお問い合わせください。対象児童は、概ね生後6ヵ月から小学校6年生までの児童です。

- ・料金: 平日(月～金) 7:00～19:00 600円/1時間
- ・土・日・祝日、上記時間以外 700円/1時間
- ・年末年始(12/29～1/3) 800円/1時間

※ 利用料について助成制度あり

⑥ はじめの一步

子どもの発達に関する支援機関や支援内容について
Q&A方式でわかりやすく解説した、
子どもたちのよりよい支援のための情報誌です。



↓ QRコードを読み込んだ画面

・冊子データ下記をクリック

[はじめの一步 \[PDFファイル/3.49MB\]](#)



はじめの一步

⑦ その他

ご不明な点がございましたら、子育て支援課(23-1156)までお問い合わせください。

令和6年度 保育所等施設利用者負担額(保育料)基準額表(月額) 保育園用

階層区分 (市民税の税額控除前所得割額(調整控除後))		1号認定 3～5歳 幼稚園等の 子ども	2号認定 3～5歳 保育園等の子ども		3号認定 0～2歳 保育園等の子ども	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0
B	市民税非課税	ひとり親世帯等	0	0	0	0
		上記以外の世帯	0	0	0	0
C	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	ひとり親世帯等	0	0	8,800	8,400
		上記以外の世帯	0	0	12,000	11,800
D1	48,600円未満	ひとり親世帯等	0	0	9,200	8,800
		上記以外の世帯	0	0	13,000	12,800
D2	69,000円未満	ひとり親世帯等	0	0	9,600	9,200
		上記以外の世帯	0	0	18,000	17,600
D3	77,101円未満	ひとり親世帯等	0	0	10,000	9,600
		上記以外の世帯	0	0	19,000	18,600
D4	97,000円未満	0	0	0	20,000	19,600
D5	169,000円未満	0	0	0	26,000	25,600
D6	211,200円未満	0	0	0	32,000	31,600
D7	301,000円未満	0	0	0	33,000	32,600
D8	397,000円未満	0	0	0	44,000	43,600
D9	397,000円以上	0	0	0	44,000	43,600

※「保育標準時間」とは、最長11時間の利用時間の子ども、「保育短時間」とは最長8時間の利用時間の子どものことをいいます。

※利用する施設・事業、公・私立を問わず、認定区分ごとに同一の負担額となります。

※8月分までの利用者負担額は令和5年度の市民税額、9月分以降の利用者負担額は令和6年度の市民税額により決定されます。

(いずれも市民税の税額控除前所得割額(調整控除後))

※この利用者負担額以外に、各施設・事業によって、行事代、バス利用代などの実費徴収や上乗せ徴収をすることがあります。

※3号認定者で同時就園の場合、2番目の子どもについては半額、3番目以降の子どもについては無料となります。

※3号認定の児童が年度途中で満3歳に達した場合、2号認定に変わりますが、利用料は年度末までは3号認定の額が適用されます。

※3号認定の利用者負担額には給食(材料)費を含みます。

※2号認定者は、同時就園の場合、その児童を含めて3番目以降の子どもの副食(材料)費は免除となります。

※1・2号認定者で年収が360万円未満相当世帯の子どもの副食(材料)費は免除となります。

※1・2号認定者で免除対象とならない子どもの副食(材料)費については、市が助成します。(施設により上限あり)

【保育料の負担軽減措置について】

※3号認定者で市民税所得割額が57,700円未満の世帯の場合、第1子(生計を一にするもの)の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ひとり親世帯、在宅障害児(者)等のいる世帯で、市民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合、第1子は半額、第1子(生計を一にするもの)の年齢に係らず、第2子以降は無料となります。

【多子世帯等保育料等補助事業について】

山口県では現に扶養されている子どものうち、第3子以降の子どもが保育園または幼稚園等を利用している場合、保育料等の補助制度があります。該当者については、申請書を子育て支援課より配布します。(10月頃)

※助成金については、4月～9月分を11月末頃、10月～3月分を4月末頃に振込予定。

記入例

(令和6年度 新規 転園)

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 施設利用申込書

令和 年 月 日

長門市長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請し、及び保育園・幼稚園等の入園を申込みます。

また、市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

① 申請者(保護者)

現住所	長門市 東深川1339番地2	連絡先 電話番号	(0837) 23 - 1156											
(ふりがな) 氏名	長門 太郎	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

② 申請児童の状況

※児童の年齢は令和6年4月1日現在

(ふりがな) 児童氏名	長門 次郎												性別	生年月日				年齢	
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	(男)・女	令和 元 年 10 月 10 日生				4 歳	
障害者手帳の有無	有・無			アレルギー				(有)・無 (※詳細 乳製品・卵・蕎麦)											

③ 世帯の状況(申請児童を除く。)※同居親族(世帯分離も含みます)※年齢・勤務先・学校名は令和6年4月1日現在

(ふりがな) 氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先・学校名等	備考
長門 太郎	父	S56年4月8日生	42歳	(男)・女	〇〇〇株式会社	
長門 花子	母	S59年4月8日生	39歳	男・(女)	△△△株式会社	
長門 イチロウ	兄	H26年4月8日生	9歳	(男)・女	〇△〇小学校	
長門 ハナ子	妹	R3年7月5日生	2歳	男・(女)	〇〇〇保育園	
長門 波平	父の父	S31年4月8日生	67歳	(男)・女	自営業(農業)	
長門 フネ	父の母	S36年4月8日生	62歳	男・(女)	△〇△株式会社	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 在宅障害児(者)のいる世帯					

④ 希望する施設等

希望する保育施設等	<input checked="" type="checkbox"/> 保育園・認定こども園(保育部分) 【2号認定・3号認定】 <input type="checkbox"/> 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分) 【1号認定】		
利用を希望する期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで		
利用を希望する施設名	第1希望	〇〇〇保育園(希望理由) 自宅から最も近い	保育時間 <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間 <input type="checkbox"/> 教育標準時間 利用希望時間 (7 : 45 ~ 18 : 00)
	第2希望	〇△〇保育園(希望理由) 自宅から2番目に近い	
	第3希望	△〇△保育園(希望理由) 職場から近い(通勤途中)	

⑤ 保育を必要とする理由等(1号認定を希望される方は不要)

父親	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 育児休暇中に既に保育を利用している児童の継続入所 <input type="checkbox"/> その他()
母親	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 育児休暇中に既に保育を利用している児童の継続入所 <input type="checkbox"/> その他()

転職や、退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、申請が必要となります。

主な変更の内容	提出書類	
	変更申請書	その他の必要な書類
長門市外に転出する ※長門市外に転出後も長門市内の保育所等の利用を継続したい場合は、転入した市へご相談ください。	—	—
長門市内の転居	○	—
世帯構成に変化があった ※離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任など	○	—
仕事をやめた（求職中になった）	○	求職活動申立書
就労状況が変わった ※勤務時間、通勤時間、夜勤、単身赴任の有無が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった など	○	就労証明書
保育標準時間／保育短時間を変更したい	○	就労証明書
産前産後休業（出産事由の認定期間）の取得	○	母子手帳の写し ※表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ
育児休業が終了し仕事に復帰する	○	就労証明書
育児休業を取得した場合にすでに保育所等を利用しているお子さんの利用を継続したいとき	○	就労証明書
同じ世帯の方が身体障害者手帳・療育手帳などの交付を受けた場合	○	手帳のコピー
転園したい	○	新規に申請が必要です
その他の家庭の状況に変化があった	○	状況により必要な書類が異なりますので、ご相談ください。

※児童と同敷地内に住む（世帯分離を含む）、65歳未満の祖父母・おじ・おば等がいる場合はその方の証明書類も必要です。

※育児休業の延長が必要な方で入所保留通知書が必要な方は別途ご相談ください。

※生活保護世帯、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯については保育料の軽減措置があります。新しく対象となった場合やすでに軽減措置を受けているが対象とならなくなった場合は申請をお願いします。